

「交野いきいきマルシェ おりひめの駅」事業要綱

○目的

本要綱は「交野いきいきマルシェ おりひめの駅」（以下、「おりひめの駅」）実施に際しての基本的な事項を定めるものとする。

○定義

本要綱における用語の意義は以下のとおり。

- ・事業者・・・・・・・・市内に主たる店舗を置く小売業、卸売業、サービス業、飲食業、農業者、その他及び法定に抵触しない商品等を販売するものをいう。
- ・産業団体・・・・・・・・市内に活動拠点を置く、商業、工業、農業、飲食及び観光団体をいう。
- ・起業者・・・・・・・・1年以内に創業しようとする個人または団体であって、法律に抵触しない商品を販売するものをいう。
- ・活動団体・・・・・・・・市内に活動拠点を置き、政治、宗教及び営利を目的としない団体であって、会則等を定めるものをいう。

○おりひめの駅概要

1. 運営主体

おりひめの駅の運営については、「交野いきいきマルシェ おりひめの駅運営委員会」（以下、「運営委員会」）が所掌する。運営委員会については、別に定めるものとする。

2. おりひめの駅会場

原則として交野市立総合体育施設（いきいきランド交野）カーニバルコンコース若しくは、ミルキーウェイ（雨天時はグラウンド間通路）とする。ただし、イベントへの出張マルシェ開催時は、当該イベント会場が開催場所となる。いきいきランド会場図案は別紙のとおり。

3. おりひめの駅開催日時

原則として 毎月1回 第4土曜（平成25年8月より第4日曜）10：00～15：00
ただし、天候・季節、出店内容、イベント、施設の事情等により曜日・時間等に変更される場合がある。大規模イベントへの出張開催時は、当該イベント実施時間が開催時間となる。
また、日時変更等により生じた損害は補償しない。

4. 開催方式

【拠点開催】

総合体育施設での定期開催。おりひめの駅に出店登録されている者（以下「出店登録者」と

いう。) 全員が出店対象となる。

【イベント連携開催】

交野市のPR及び市内産業活性化に効果が高いと運営委員会が判断した場合は、市内外で実施されるイベントへの出張開催を行うことができる。この場合、イベント内容に応じた店舗を運営委員会が選定し、出店登録者の中から個別に依頼する。

※いずれの開催方式においても、当日の会場管理・運営のために会場内に運営委員会メンバーによる運営本部を設置する。

5. 販売物等の基準

販売物の基本的なルールについては下表のとおりとするものとし、会場内で調理した飲食物の提供商品については、大阪府において露店営業許可を得るものとする。

	対象販売物	基準	販売者
事業者及び産業団体	農業生産物	交野の農地において農家として生産する野菜、果物及びその加工品 注) 農家でない個人が、市民農園、家庭菜園等で作られた野菜等の販売は法律で禁止されている	農家またはその集まりの産業団体
	飲・食・物	事業者であって、市内に店舗を置くものが製造・生産・販売する飲・食・物に関わる商品等であって、各種法律に抵触しないもの	市内事業者またはその集まりの産業団体
以下は、事業者以外の登録者の出店物、PR物			
起業者	物販	個人又は団体が製造・販売する飲食以外の商品等であって、各種法律に抵触しないもの	市内で1年以内に創業しようとチャレンジする個人または団体
活動団体	活動PR 活動から創出された製品	原則、販売は不可。ただし、活動に取り組む中で、創出された製品等の販売は可能とし、各種法律を順守し、かつ上記市内事業者と競合しない製品	市内に活動拠点を置き、政治、宗教及び営利を目的としない活動団体

※起業者が出店より1年を超える場合、事業者若しくは、活動団体に変更しなければならない。どちらにも適応しない場合は出店資格を取り消しする。

○出店について

1. 出店区画

出店区画は、出店状況を受けて運営委員会が指定する。

2. 出店資格等

出店資格については、以下のとおりとする。

- ① 運営委員会を構成する団体構成員及び運営委員会が推薦する団体構成員の市内事業者

- ② 広報募集により出店登録申請をした市内事業者
- ③ 市内に活動拠点を置く出店登録申請をした活動団体。ただし、政治、宗教及び営利を目的とする活動団体は除く。
- ④ 活動団体の出店は、暫定的に認めるものであって、事業者登録が増加した場合は、活動団体は出店できないものとする。
- ⑤ 個人の出店は認めないものとする。
ここでいう個人とは、本要綱の定義に規定する事業者（営業所得による確定申告、または客観的に事業者と判断できる資料として営業証明の取得ができるもの）、活動団体、起業者以外のものをいう。

3. 出店登録の手続き

- ① おりひめの駅に出店を希望する者は、別紙様式1「交野いきいきマルシェ おりひめの駅 出店登録申請書」（以下「登録申請書」という。）をもって、登録申請を行わなければならない。ただし、出店登録申請の時期によっては、審査の関係上、直近のマルシェに出店できない場合がある。
- ② 申請後、運営委員会の審査を経て出店が可能とする。
- ③ 出店登録に係る費用は当分の間無料とする。
- ④ 2.①で規定される運営委員会を構成する団体構成員は、無条件で出店登録者となり得るが、出店の意思を確認するため、他と同様に登録手続を行うものとする。

4. 出店の工程

【拠点開催時】

- ① 「交野いきいきマルシェ おりひめの駅 出店意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を出店登録者に送付する。
- ② 出店登録者は、運営委員会が定める期日までに意向確認書を運営委員会事務局（以下「事務局」という。）へ提出するものとする。
- ③ 運営委員会は、出店内容・配置を調整し、再度出店者に連絡するとともに、必要に応じて説明会を実施するものとする。

【イベント連携開催時】

イベント開催日までに、イベントの内容（立地・客層）から出店店舗を運営委員会で選定したのち、出店登録者の中から個別に出店依頼を行うものとする。

5. 出店資格（出店申込）の取り消し

出店者が以下の行為を行った場合は、運営委員会は、出店資格を取り消し、登録解除することができる。また出店申込者以外の出店者が出店することは認めない。

- ① 運営委員会の信用を毀損する行為があった場合
- ② 運営委員会に対して直接、間接に被害をおよぼすような行為があった場合

- ③ 「おりひめの駅」の運営をみだす行為があった場合
- ④ その他本要綱を逸脱し、指導しても改善されない場合

6. 搬入

出店者は、8：30～マルシェ開店の15分前までには搬入を完了し、販売準備を完了すること。ただし、車両による搬入は普通自動車限定で、マルシェ会場への進入は9：30までとし、荷物降荷後は、速やかに搬入車両を運営委員会の指定する駐車スペースに移動させること。

7. 販売行為

出店区画における販売行為はすべて「おりひめの駅」名義のもとに行い、常に「おりひめの駅」への信用保持に留意をすること。試食・実演などを行う場合も同様とする。いずれの場合も、行列ができるなど他の出店者の迷惑にならないよう行うこと。

販売価格は、出店者が決定し表示すること。ただし、運営委員会から価格帯を考慮し、具体的な金額設定について要請することがある。

8. 販売における什器・備品

- ① 販売用テントはおりひめの駅指定のものを使用すること。販売商品が少ない場合は、指定のパラソルの使用も可能とする。
- ② 出店を希望するものの、都合により現地へ販売員が配置できない出店者については、運営委員会構成団体本体による委託販売も可能とする。
- ③ 農業生産者は、指定テント・パラソル以外でも、軽トラックを進入させ、その荷台で直接販売することができる。ただし、施設側との調整が必要。（台数に限りあり）
- ④ その他の什器、備品類は出店者において全て準備すること。ただし、希望者にはいきいきランドが所持する机・イスを有料で貸出する。
- ⑤ マルシェ会場には光熱設備がないため、使用を希望する出店者は、発電機等を各自で用意すること。ただし、希望者には運営委員会で所持する発電機を有料で貸出するとともに、貸出希望者が多い場合は抽選とする。

9. 出店に係る費用等について

- ① 出店については、テント・パラソル・発電機等の備品貸出料（実費償却費）及び会場使用料、その他費用（警備・各種事務費用）充当分として別に定める区分により料金を徴収するものとする。
- ② 出店料は、マルシェ当日に現金にて徴収するものとする。
- ③ マルシェ当日に発電機の貸出を希望する者は、別紙様式2「交野いきいきマルシェおりひめの駅用発電機利用申請書」に定める利用申請書を事務局へ提出するものとする。なお、貸出する場合は、別に定める料金を徴収するものとする。

- ④ マルシェ以外に、原則いきいきランド内において、テント・パラソル等の利用を求める者は、別に定める料金を徴収するものとし、運営委員会の許可を得るものとする。
- ⑤ 前号に規定する利用を求める者とは、以下に掲げる全てに該当するものとする。
 - ア 産業振興に資するもの。
 - イ いきいきランド、その他の公共施設等で行う地域活性化に資する事業であって、産業団体と連携する事業であること。
 - ウ 個人活動でなく、実行委員会等の多様な主体により開催するもの。
 - エ 催し等の責任者が明確であること。
 - オ その他、運営委員会が必要と認めるもの。
- ⑥ 前号の規定に該当し、テント・パラソル等を利用する者は、別紙様式3「テント使用許可申請書」を事務局へ提出するものとする。
- ⑦ テント・パラソル等を利用する者は、利用にあたり適正に管理するとともに、破損若しくは損傷させた場合は、修繕等に係る費用は利用者が負担すること。
- ⑧ その他、利用に関しての協議は、運営委員会と調整すること。

10. 販売品の管理、トラブル処理など

- ① 運営委員会は開催時間中、会場の保守・管理にあたるが、天災や不可抗力の原因等により生じた販売品、展示品、備品等への損害・滅失・盗難に関して責任を負わない。また商品の管理は出店者が行うものとし、売れ残り商品、ゴミ類は持ち帰るものとする。特に飲食物を提供する場合は衛生管理を厳正に行い、保健所への届出又は露店営業の許可については、出店者の負担により行うものとする。
- ② 販売した商品に関して、万が一不良な状態が生じた場合、また、飲食物で事故が発生した場合は、その責任は全て出店者に存するものとする。事故等発生時には直ちに会場内運営本部へその経緯と原因、対応を報告すること。

11. 売上の管理報告

販売におけるつり銭の準備・管理、売上等は、出店者が管理するものとするものとし、営業終了後に運営本部に当日の売上金額の報告を行うものとする。

12. 販売品目の内容

- ① 当日販売される商品及び数量は、事前に事務局へ報告した販売商品一覧に準じて行うこと。
なお、当日、やむを得ない事情により変更する場合は、速やかに事務局に相談するものとする。
- ② 申請されていない商品を販売された場合は、内容によって販売中止を指示するものとする。

13. 出店のキャンセル

出店をキャンセルする場合は、速やかに運営委員会まで連絡すること。ただし開催日前日までとする。当日キャンセルの場合は出店方法に対応した出店料を徴収する。

14. 権利義務の譲渡委託

出店者は、運営委員会の承認なしに、販売場所で発生する権利義務の一切を他に譲渡・委託することはできない。

15. マルシェ終了後の対応

マルシェ終了後、出店者は、直ちに売り場に持ち込んだテント以外の備品・什器・商品など全てを撤収し、区画周辺の清掃を行うものとし、万が一、残っている場合は、運営委員会で処分し、その経費を出店者に請求するものとする。また、終了後はテント撤収などを応援すること。

また、11.の規定どおり当日の運営本部に売上報告を行うこと。

16. 調理器具・ガソリン等の注意事項

調理器具・ガソリン等の取り扱いについて、別紙「イベント等の模擬店出店に関する火器取扱いに関する防火安全対策等について」を運営委員会・出店者及びその販売スタッフは遵守すること。

17. その他事項

本要項の記載事項及び記載以外の事項で出店販売における不測の事態が起こった場合、出店者と運営委員会の両者で対応するものとする。また、天候や天災地変、官公署の命令、その他運営委員会が関与し得ない事由により、開催を中止した場合、販売品、販売品の出荷、その準備等にかかった経費は出店者の負担とする。

その他、本要項に記載のない事項は、運営委員会が決定する。

様式 1

「交野いきいきマルシェ おりひめの駅 出店登録申請書」

平成 年 月 日

交野いきいきマルシェ おりひめの駅 運営委員会 宛

★登録申請者

所属団体等	<input type="checkbox"/> 生産連 <input type="checkbox"/> 商連 <input type="checkbox"/> 料飲宿 <input type="checkbox"/> 商工会議所 <input type="checkbox"/> 観光協会 <input type="checkbox"/> 活動団体 <input type="checkbox"/> 起業者		
出店(者)店舗名			
所在地	〒		
責任者			印
	連絡先	電話 携帯	／FAX ／メール @
副責任者			
	連絡先	電話 携帯	／FAX ／メール @

★主要販売商品

商品種別	<input type="checkbox"/> 農産物 <input type="checkbox"/> 食品(加工品) <input type="checkbox"/> 調理提供品 <input type="checkbox"/> 雑貨・工芸品			
	<input type="checkbox"/> その他			
商 品 名		販 売 価 格		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		

★誓約事項

- ①上記の内容を変更する場合は、都度運営委員会に報告します。
- ②食品・調理提供品については、保健所と協議し、届出又は許可を得て実施します。
- ③交野市内の産業活性化を目指すおりひめの駅の趣旨を理解し、おもてなしの心で参画します。
- ④販売に係り商品トラブル・衛生事故等が発生した場合は、全て出店者において責を負います。
- ⑤事業要綱及び上記①～④に決められたこと以外にも、運営委員会から何らかの指示があった場合は、誠実に対応します。

以上、誓約いたします。

出店責任者

印

申請書に記載された個人情報、おりひめの駅に係る連絡・資料整理以外には使用いたしません。

様式 1

「交野いきいきマルシェ おりひめの駅 出店登録申請書【行政】」

平成 年 月 日

交野いきいきマルシェ おりひめの駅 運営委員会 宛

★登録申請者

所属部課	
店舗表記名	
責任者	
連絡先	電話 / F A X 携帯 / メール @
副責任者	
連絡先	電話 / F A X 携帯 / メール @

★出店内容（内容は、P R ・啓発展示、体験コーナー、ゲームコーナー等に限る）

出店内容	※体験コーナー等で実費徴収をする場合は、参加費等も記入
------	-----------------------------

★誓約事項

- ①上記の内容を変更する場合は、都度運営委員会に報告します。
- ②交野市内の産業活性化を目指すおりひめの駅の趣旨を理解し、おもてなしの心で参画します。
- ③配布物品、商品トラブル・衛生事故等が発生した場合は、全て出店者において責を負います。
- ④上記①～③に決められたこと以外にも、運営委員会から何らかの指示があった場合は、誠実に対応します。

以上、誓約いたします。

責 任 者 _____ 印

申請書に記載された個人情報、おりひめの駅に係る連絡・資料整理以外には使用いたしません。

「交野いきいきマルシェおりひめの駅用テント・パラソル利用申請書」

平成 年 月 日

交野いきいきマルシェ おりひめの駅 運営委員会 宛

★利用者

運営形態			
参画団体			
所在地 (責任者等)	〒		
責任者			
連絡先	電話 携帯	／ F A X ／ メール	@
副責任者			
連絡先	電話 携帯	／ F A X ／ メール	@

★催しの内容

催しの目的			
催しの概要			
	利 用 物	個 数	費 用
			円
			円
			円

★誓約事項

- ①上記の内容を変更する場合は、都度運営委員会に報告します。
 - ②トラブル・事故等が発生した場合は、全て利用者において責を負います。
 - ③事業要綱及び上記に決められたこと以外にも、運営委員会から何らかの指示があった場合は、誠実に対応します。
- 以上、誓約いたします。

出店責任者

印

申請書に記載された個人情報、連絡・資料整理以外には使用いたしません。

様式 2

「交野いきいきマルシェおりひめの駅用 発電機利用申請書」

平成 年 月 日

交野いきいきマルシェ おりひめの駅 運営委員会 宛

★利用者

運営形態			
参画団体			
所在地 (責任者等)	〒		
責任者			
連絡先	電話 携帯	／ F A X ／ メール	@
副責任者			
連絡先	電話 携帯	／ F A X ／ メール	@

★催しの内容

催しの目的	<input type="checkbox"/> おりひめの駅		
	<input type="checkbox"/> その他イベント		
催しの概要			
使用目的			
	利 用 物	個 数	費 用
			円
			円
			円

★誓約事項

- ①上記の内容を変更する場合は、都度運営委員会に報告します。
- ②トラブル・事故等が発生した場合は、全て利用者において責を負います。
- ③事業要綱及び上記①②に決められたこと以外にも、運営委員会から何らかの指示があった場合は、誠実に対応します。

以上、誓約いたします。

出店責任者

印

申請書に記載された個人情報は、連絡・資料整理以外には使用いたしません。

テント使用許可申請書

年 月 日

交野いきいきマルシェおりひめの駅 御中

住 所
団 体 名
代表者氏名
電 話 番 号

印

テントを使用したいので、下記のとおり申請します。

記

使用目的及び 開催内容	
使用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使用場所	
使用張数	張
備考	

テント使用許可書

年 月 日

御中

交野いきいきマルシェおりひめの駅運営委員会

平成年月日付けで申請のありましたテントの使用については、適当と決定しましたので下記の条件を付して許可します。

記

使用目的及び 開催内容	
使用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使用場所	
使用張数	張
使用料	金 円 (@ 円× 張)
条件	<ol style="list-style-type: none">1 使用期間中、事故等が発生した場合は、申請者において解決すること。2 使用期間中、火気の取り扱いには十分注意すること。3 使用後は、原状回復して保管場所へ返還し、確認を受けること。 但し、確認作業は次回のマルシェ開催時となるので、汚損・破損又は滅失があった場合、後日連絡があったとしても、運営委員会が定める損害額を賠償しなければならない。4 汚損、破損又は滅失したときには、直ちに報告すること。この場合、運営委員会が定める損害額を賠償しなければならない。5 使用の権利を第三者に譲渡してはならない。

イベント等の模擬店出店に関する火器取扱いに関する防火安全対策等について

イベント等の多数の観客が参加する行事において、イベント等の模擬店出店時における防火安全対策は極めて重要であります。その中でもガソリン等の危険物の貯蔵・取扱いについては、特に注意を払う必要があります。

また、ガソリン等の危険物も含め、発電機等の器具、プロパンガス本体及びその接続器具の配置場所や取扱い等に関して以下の事項を留意の上、防火安全対策に努めていただきますようお願いします。

1 ガソリン等の貯蔵・取扱いへの指導に係る留意事項

(1) ガソリンの火災危険性に関する周知

火気を使用する屋台等においてガソリン等の危険物の貯蔵・取扱いを行う場合は、当該施設の関係者に対して、ガソリンは引火点が約 -40°C と低く、可燃性蒸気が床面に沿って広範囲に拡大する特性を有することから、タンクや金属製容器等の開口部が開いていたりガソリンが漏えいすると、当該場所から離れた位置にある火気、高温部、静電気等により容易に火災に至る危険性があることについて改めて周知すること。

(2) 金属製容器の保管時の注意事項

ガソリンは電気の不良導体（静電気が蓄積しやすい液体）なので、消防法令に適合した金属製容器等で貯蔵・取扱いを実施すること。

その場合においても火気や高温部から離れた、直射日光の当たらない通気性の良い床面で保管すること。

(3) ガソリンを注油する際の注意事項

ガソリンの漏れや溢れが起きると容易に火災に至る危険性があることから、漏れや溢れが生じないように細心の注意を払うとともに、開口前の圧力調整弁の操作等、容器の取扱説明書等に従って適正に取り扱うこと。発電機の稼働中には断じて注油しないこと。

なお、特に夏季においては、ガソリン温度が上がってガソリンの蒸気圧が高くなる可能性があることから、その取扱いに当たっては吹きこぼしが起こらないように注意すること。

2 火気器具を使用する屋台等への指導に係る留意事項

屋台等でガスコンロ等の器具を使用する場合は、消火器を設置するとともに、ガス漏れを防ぐため、ゴムホース等は器具との接続部分をホースバンド等で締め付けるとともに、適正な長さで取り付け、ひび割れ等の劣化がないか点検すること。

また、プロパンガスボンベを使用する場合は、直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置し、転倒しないよう鎖等で固定すること。